

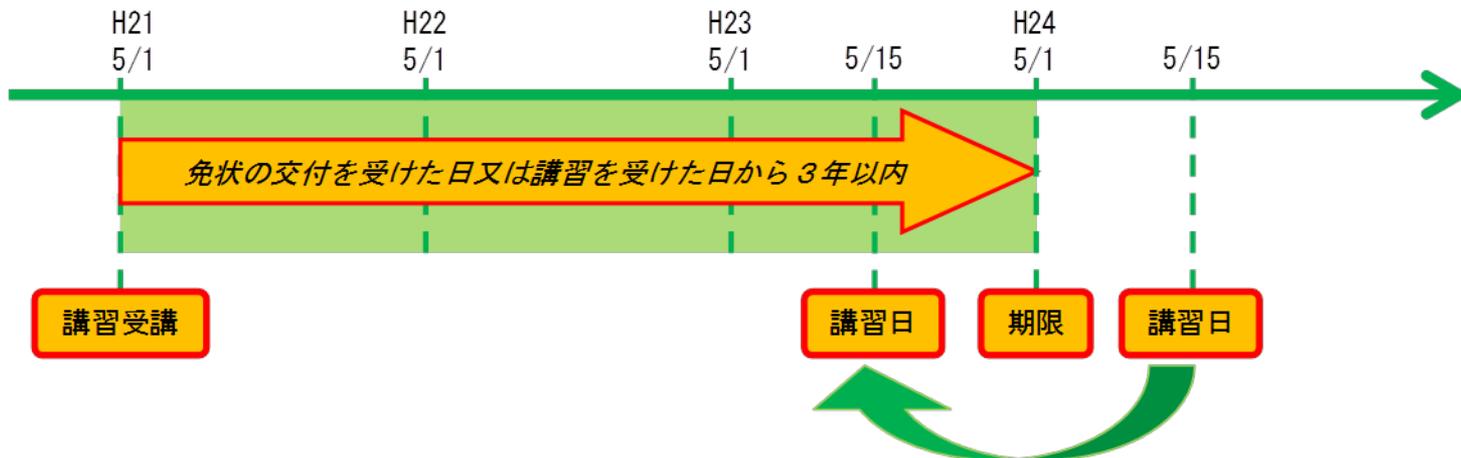
危険物取扱者免状について

危険物取扱者免状

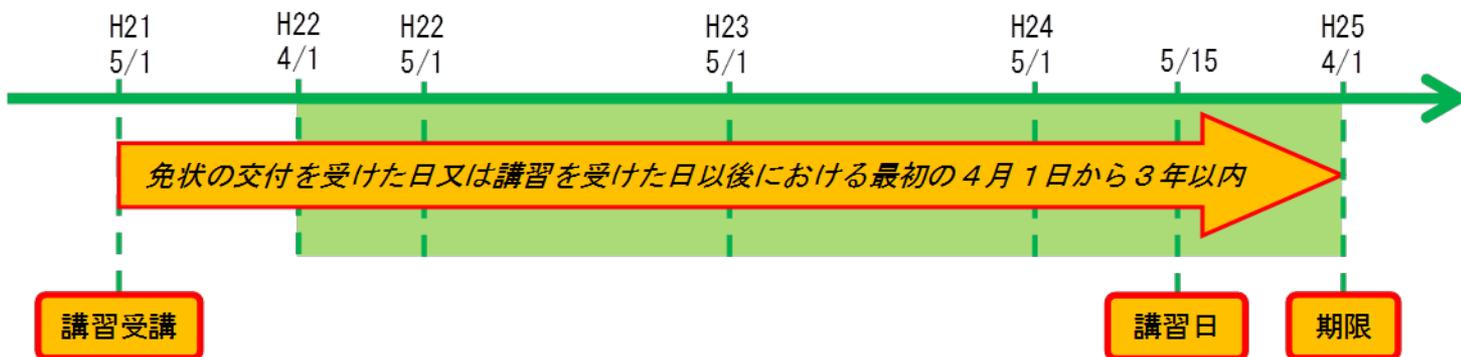
- 種類（甲種・乙種・丙種）危険物取扱者免状
- 甲種危険物取扱者免状
すべての危険物の取り扱いが可能であり、取扱作業に関して立ち会うことができる。
- 乙種危険物取扱者免状
取得している類の危険物の取り扱いが可能であり、その類の危険物の取扱作業に関して立ち会うことができる。
- 丙種危険物取扱者免状
ガソリン、灯油、軽油、第三石油類（重油、潤滑油及び引火点130度以上のもの）、第四石油類、動植物油類の取り扱いが可能であるが、立会いはできない。

危険物の保安に関する講習に係る事項 (施行日：平成24年4月1日)

改正前



改正後



講習日が5月15日で年1回しか実施されない場合、受講期限の約1年前に受講するケースが発生する。

1 前回の講習を受けた方が継続して
従事している場合



受講
期限 講習を受けた日以後における
最初の4月1日から3年以内

<例> 前回受講日が平成21年7月1日だった場合

受講後の最初の4月1日は、この日

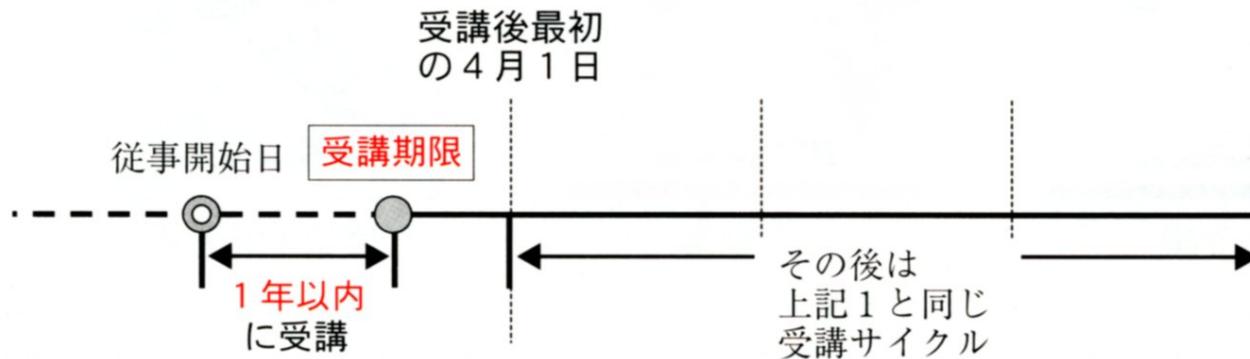


2	製造所等において、危険物の取扱作業に従事することとなった場合
---	--------------------------------

⇒

受講 期限	従事開始日から 1年以内
----------	---------------------

変更なし（ただし、その後は上記1と同じ受講サイクルになる）

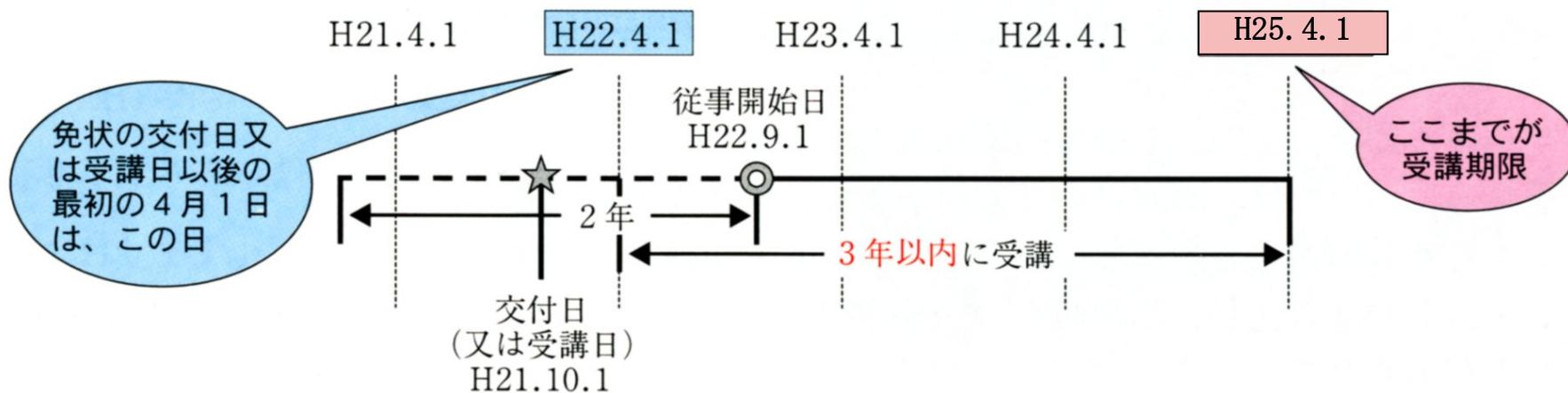


3	当該取扱作業に従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付又は講習を受けている場合
---	---

⇒

受講 期限	免状の交付日又は受講日以後における 最初の4月1日から3年以内
----------	--

<例> 従事開始日が平成22年9月1日で、免状の交付日（又は受講日）が平成21年10月1日だった場合



移動タンク貯蔵所に備え付ける書類

- 完成検査済証
- 定期点検記録表
（保存期間：3年間、漏れの点検：10年間）
- 譲渡又は引渡の届出書
- 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書

定期点検

定期点検制度

- ・ 対象施設（地下タンク、移動タンク等）
- ・ 点検時期（原則、1年に1回以上）
- ・ 点検事項（位置・構造・設備）
- ・ 点検者（危険物取扱者等）
危険物取扱者の立会いがあれば危険物取扱者以外の者も点検できる
- ・ 点検記録（原則、3年間保存）

定期点検 法14条の3の2

点検の必要な施設

(令第7条の3、第8条の5)

… **全ての施設ではない!**

点検時期 年1回以上 規則第62条の4

点検者 (危険物取扱者等) 規則第62条の6

**危険物取扱者の立会いがあれば危険物取扱者
以外の者も点検できる**

点検記録保存期間 原則、3年間

点検未実施 → 許可取り消し・使用停止

(法第12条の2第1項第5号)

市長村長等への報告義務はなし

定期点検は必要ないが、自主の点検等を行い施設
管理に努める必要はある。

定期点検

規則62条の4～5の5

- 屋外タンク貯蔵所(1,000kl以上)の内部点検 **13年毎**
- 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管
点検時期 原則として**毎年1回**
- **移動貯蔵タンク (漏れの点検)**
点検時期 **5年毎**
- 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備
点検時期 **毎年1回**

定期点検を必要とする事業所（令第7条の3、第8条の

5）
指定数量の10倍以上の製造所

指定数量の150倍以上の屋内貯蔵所

指定数量が200倍以上の屋外タンク貯蔵所

指定数量が100倍以上の屋外貯蔵所

指定数量の10倍以上の一般取扱所

移送取扱所

地下タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所

地下タンクを有する給油取扱所

地下タンクを有する一般取扱所

製造所等定期点検記録表(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)

事業所名	[Redacted]				
所在地	名古屋市港区 [Redacted]				
点検対象	製造所等の区分	移動タンク貯蔵所			
	設置許可年月日・番号	平成 17 年	7 月	8 日	第 113637 号
	完成検査年月日(完成検査番号)	平成 17 年	7 月	29 日	(第 112765 号)
	施設名又は呼称番号	名古屋800 [Redacted] (車両ナンバー)			
	危険物の種別、品名(品目)、最大貯蔵量又は最大取扱量、倍数	第四類 第 1 石油類、第 2 石油類 トルエン、キシレン 60 倍、12 倍 12,000 ℓ			
	危険物取扱者氏名	所 属	[Redacted]		
点検実施者	免状の区分	乙種第4類	免状番号	02106	
	危険物施設所 属	[Redacted]			
	保安員氏名	[Redacted] 印			
	会社名	[Redacted]			
	上記以外の者 所 属	[Redacted]			
	氏名	[Redacted] 印			
	所 属	[Redacted]			
立会危険物取扱者氏名	[Redacted] 印				
免状の区分	乙種第4類	免状番号	[Redacted]		
点検年月日	21 年	5 月	31 日	保存期限	24 年 5 月 30 日

危険物取扱者

点検年月日

保存年月日

移動タンク貯蔵所点検表

点検項目	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
常置場所	目視		
タンク本体等	目視		
タンクの固定	目視 ハノマーテスト等		
安全装置	機能試験等		
マノホール	目視 ハノマーテスト等		
注入口	目視等		
可燃性蒸気回収設備	目視等		
静電気除去装置	目視		
防護柵 側面柵	目視		
底弁	目視等		
配管	目視 ハノマーテスト等		
弁類（底弁を除く）	目視		
底弁手動閉鎖装置	レバー操作等		
底弁自動閉鎖装置	目視等		
電気設備	目視等		
接地導線	テスター等		
注入口ホース 結合金具	目視		
表示標識	目視		
消火器	目視等		
ボンプ	目視		
保冷（冷）材	目視		
積込装置 式様 移動 タンク	箱柵	目視	
	緊締金具 すみ金具 Uボルト	目視	
	行政庁名等の表示	目視	
その他			

移動タンク貯蔵所における 取扱いの基準

- 移動貯蔵タンクから危険物をタンクに注入するときは、注入ホースを緊結すること
- 移動貯蔵タンクから危険物を容器に詰め替えないこと

但し、ピストルノズル付き（開放固定装置付きは除く。）の注入ホースで引火点40度以上の第4類の危険物を下記に注入する場合はOK

タンク：指定数量未満のもの

容器：運搬容器

- 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクに入れ、又は出すときは接地をすること。



- 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクにその上部から注入するときは、注入管を用い、先端をタンク底部につけること。

ガソリン、ベンゼン、特殊引火物、第一石油類、第二石油類等

- 移動貯蔵タンクから引火点40度未満の危険物を別のタンクに荷降ろしする場合は移動貯蔵タンクの原因機(エンジン)を停止すること。

低引火点の危険物を荷降ろしする場合、自然流下又は施設のポンプ設備を使用し荷降ろしすること。

- ガソリンを入れていた移動貯蔵タンクに灯油又は軽油を注入する場合、又は灯油又は軽油を入れていた移動貯蔵タンクにガソリンを注入する場合は、静電気の発生を防止する措置を講ずること。

注入管の先端を超えるか、底弁の上端を超えるまでは、**注入流速を毎秒1メートル以下とすること。**

運搬の基準

- 危険物を収納する運搬容器の外部には危険物の品名、数量等を標示すること。
- 容器が転落、落下、転倒、破損しないよう積載すること。
- 容器の口を上方に向けて積載すること。
- 積み重ねて積載する場合は、積重ね高さは3メートル以下とすること。

- 類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しない。

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類		×	×	×	×	○
第2類	×		×	○	○	×
第3類	×	×		○	×	×
第4類	×	○	○		○	×
第5類	×	○	×	○		×
第6類	○	×	×	×	×	

- 運搬容器が著しく摩擦又は動揺しないように運搬すること。
- **指定数量以上**の危険物を車両で運搬する場合は標識を掲げること。



- **指定数量以上**の危険物を車両で運搬する場合は積載する危険物に対応する消火設備(消火器)を備えること。
- 危険物の漏れ等の災害が発生するおそれのある場合は、応急措置を講ずるとともに消防機関等に通報すること。

平成23年度移動タンク貯蔵所等 立入検査結果について

実施場所	実消費機関数	実施防場数	移動タンク貯蔵所							危険物運搬車両			警察機関との協力状況	
			実施車両数		不適合車両数 (a)		無許可車両数 (b)		不適合車両数等 (a+b)		実施車両数	不適合車両数		認識状況不良車両数
			うち他行	うち他			うち他	うち他						
道路上	612	865	2,196	1,339	524	288	10	5	534	293	420	51	1	有 854
常置場所	455	5,149	12,522	42	2,008	7	27	0	2,035	7				無 11
危険物の積卸し場所	67	171	767	182	68	20	1	0	69	20	152	17	0	
その他	253	882	7,534	116	1,479	7	9	0	1,488	7	158	6	0	
合計	※ 797	7,067	23,019	1,679	4,079	322	47	5	4,126	327	730	74	1	

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率 (%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率 (%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率 (%)
平成19年度	24,083	4,528	18.80	869	127	14.61	24,952	4,655	18.66
平成20年度	24,593	4,745	19.29	1,056	123	11.65	25,649	4,868	18.98
平成21年度	24,215	4,429	18.29	812	111	13.67	25,027	4,540	18.14
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68

(1) 車両台数内訳及び不適合率

								不適合率 (小数点以下四捨五入)
総 計	75	移動タンク貯蔵所	60	市内 常置車両	30	良好車両	22	27%
						不適合車両	8	
			市外 常置車両	30	良好車両	20	33%	
					不適合車両	10		
		危険物運搬車両	15	良好車両	14	7%		
				不適合車両	1			

(2) 全体の不適合率

				不適合率 (小数点以下四捨五入)
総 計	75	良好車両	56	25%
		不適合車両	19	

移動タンク貯蔵所に関する事項

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器2個以上）の設置と維持管理の徹底
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線等の有無の確認等）
- (4) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置の徹底
- (5) 閉鎖不良が重大な事故につながるおそれのあるマンホールのふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (6) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底
- (7) 必要なイエローカードの携行の徹底

危険物運搬車両に関する事項

- (1) 運搬前の容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等、法令に定められた積載方法の確認の徹底
- (2) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底